

# 令和4年度かごしまジョブ・トライアル推進事業(求職者を対象としたインターンシップ) 実施要領

## 1 目的

求職者を対象に、県内の人手不足分野での短期インターンシップ(職場体験)を通じ、同分野における就職促進と雇用のミスマッチの緩和を図り、県内企業の人材確保に資する。

## 2 事業主体

受託者:鹿児島県職業能力開発協会

## 3 事業実施期間

令和4年4月～令和5年3月

## 4 参加対象者

県内で就職を希望する求職者(ただし、新規学卒者を除く)

## 5 事業内容

県内の人手不足分野(建築・土木、介護・福祉、IT関係等)において、短期インターンシップ(職場体験)を実施する。

詳しくは、「かごしまジョブ・トライアル推進事業対象分野・職種一覧表」のとおり。

なお、上記対象分野でも、事務・営業、販売、総合職等に係る職種は対象外となる。

## 6 実施方法

- (1) 事務局を「鹿児島県若者就職サポートセンター」(鹿児島市東千石町1番38号鹿児島商工会議所ビル3階)に置く。
- (2) インターンシップ体験への参加を希望する者(以下「参加者」という。)は、「インターンシップ希望届」を事務局へ提出する(持参・メール・FAX)。
- (3) インターンシップ受入れを希望する事業所(以下「受入事業所」という。)は、「インターンシップ実施申込書」を事務局へ提出する。
- (4) 事務局は、参加者と受入事業所を登録し、マッチングを行う。
- (5) インターンシップ体験実施日は、参加者と受入事業所の両者が合意した日とする(最長5日間)。
- (6) 1日のインターンシップ体験時間は4時間未満とし、内容は、業務内容の説明、事業所内見学を主としたものとする。
- (7) 受入事業所は、インターンシップ体験終了後15日以内に、「インターンシップ実施終了届」を事務局へ提出する(持参・郵送)。
- (8) 事務局は、インターンシップ体験終了後、参加者及び受入事業所に対してアンケート調査(参加者は就職状況調査を含む)を実施する。

## 7 受入事業所要件

- (1) 鹿児島県内に事業所があり、体験場所も鹿児島県内であること。
- (2) インターンシップ実施者を採用する場合は、就業場所が鹿児島県内であること(県外にも就業場所がある場合、採用時の就業場所が鹿児島県内であること)。
- (3) 各種法令等を遵守していること。
- (4) 労働保険(労災保険・雇用保険)、社会保険の未手続事業所でないこと。
- (5) 労働基準法及び労働安全衛生法に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。
- (6) 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条に規定する暴力

団排除措置の対象となる法人等でないこと。

(7) インターンシップの受入れに理解があり、人材育成、業界発展に協力できること。

## 8 参加料

受入事業所、参加者ともに無料

## 9 損害保険への加入

インターンシップ体験期間中の事故に備え、事務局の負担により、参加者は傷害保険に加入する。

## 10 その他留意事項

- (1) 本インターンシップ体験受入に当たっては、令和4年度中に、インターンシップ体験と同一の分野・職種の求人をハローワークへ申込む予定がある事業所であることを前提とする。ハローワークでの求人申込の手続きを行う際は、求人申込書の求人に関する特記事項欄へ「令和4年度かごしまジョブ・トライアル受入事業所」と必ず明記すること。
- (2) インターンシップ体験事業所登録完了後は、事務局から受入事業所に登録完了通知を送付するとともに、鹿児島県のホームページで事業所名等を公開する。
- (3) 受入事業所において、インターンシップ体験期間中の雇用予約や採用選考は行わない。インターンシップ体験者が求人応募を希望する場合には、後日、ハローワーク等の職業紹介事業所を通して申込むよう、受入事業所から体験者に依頼すること。